

第 226 回：支払証明書と領収書

会社の経費は、領収書を基に経費に計上することが一般的ですが、領収書がない場合には経費に計上することができないのでしょうか？

実際には領収書がないケースは多々見受けられます。今回は経費に計上するために作成する支払証明書について説明します。

■支払証明書とは

支払証明書とは、「領収書が発行されなかった支払いを証明する書類」です。

支払証明書を所定の必須項目を含めて作成し、かつ参考資料を併せて準備しておけば、「領収書と同じ効力を持つ支払いの証拠」として使用できるようになります。

◇支払証明書を作成するケース(領収書がない場合)

- ・バスや電車代
- ・取引先へのご祝儀や香典などの冠婚葬祭費
- ・自動販売機で購入した飲み物代等
- ・領収書を紛失した場合

◇支払証明書に記載する必須項目

- ・支払日 →書類を作成した日付
- ・作成者 →支払った人の名前、所属
- ・支払先 →お金の支払先の店舗名や会社名
- ・金額 →支払った金額
- ・支払った理由(内容)
- ・領収書がない理由
- ・収入印紙(現金で5万円以上を払っている場合)

■支払証明書等を作成する時の注意点

◇他の参考書類を併せて保管する

支払証明書はあくまでも自己申告のため、支払先が発行した領収書やレシートに比べて一般的には証拠価値が下がります。税務調査の際に疑いの目を向けられる可能性もあります。

そのため、支払いの証拠であることを証明し、根拠を強化するには、その支払いに関わる「参考資料」(招待状、会葬御礼など)と一緒に保管しておくことが大切です。

◇支払証明書の保存期間

領収書、請求書と一緒に原則として7年間の保存が義務となります。ただし、法人の場合は欠損金の繰越期間が10年であることから、欠損金の生じた事業年度分については10年間の保存が必要です。

2023年9月21日

支 払 証 明 書

書類作成者
 所属: _____
 氏名: _____

支払日	2023年 9月 15日
支払先	〇〇フリンク株式会社
支払金額	¥2,000円
支払理由(内容等)	得意先の〇〇会社への差入として購入しました。
領収書がない理由	自動販売機で購入したため、領収書がない

上記の通り支払いをしました。

支払者: 所属 _____ 氏名 _____

上記の支払い通りを承認したことを証明します。

精算日 2023年 9月 21日

--	--	--

■消費税法上の注意点

◇インボイス制度導入前

消費税の課税事業者が仕入税額控除を適用する際には帳簿や相手先発行の請求書、領収書の保管が必要となります。ただし、3万未満の支払いであれば省略することができます。

また、自動販売機での購入など領収書が発行されない場合、やむを得ない理由であれば書類の保管義務が免除されます。

領収書の紛失により3万円以上の支払証明書を作成した場合は仕入税額控除を受けることができません。仕入税額控除を受けるためには仕入明細書※等の書類を作成し相手の確認をもらう必要があります。

※仕入明細書とは、支払先へ代金を支払う際に作成する「仕入の詳細が記載された書類」のことです。

◇インボイス制度導入後

インボイス制度が開始される2023年10月1日以降は、「3万円未満の支払いであれば書類の保管は不要」というルールが廃止されます。よって3万円未満の支払であっても領収書などの書類の保存がなければ、消費税の仕入税額控除を受けることができなくなります。

ただし、令和5年度の税制改正により、インボイス制度の施行から6年間は1万円未満のものについて、領収書などの保存がなくても仕入税額控除が認められる特例が設けられました（帳簿への記載は必要）。

この特例は、基準期間(2年前)の課税売上高が1億円以下、もしくは前事業年度上半期の課税売上高が5,000万円以下の事業者が対象です。

※自動販売機で購入した飲み物や近距離切符など、領収書等の書類を入手できない場合の取り扱いがインボイス制度開始前後で変わらず、領収書等の保管義務が免除されます。

ご不明な点等ございましたら、当事務所までお気軽にご相談ください！